

法令適合事前確認手続 回答通知書

平成23年1月7日

東京電力株式会社 取締役社長 清水 正孝 殿

原子力安全・保安院原子力発電検査課長

平成22年12月7日付け原管発官22第371号において別添により照会のあった件について、以下の見解を回答いたします。

電気事業法第52条第1項の規定に基づく電気事業法施行規則第82条、電気事業法第55条第2項の規定に基づく電気事業法施行規則第94条の3第2項、及び電気事業法第55条第3項の規定に基づく電気事業法施行規則第94条の4の2の規定に適合していると判断してよい。

本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、貴社から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

なお、本回答の根拠となる照会対象法令(条項)の解釈は、下記のとおりです。

記

① 電気事業法第52条第1項に基づく溶接事業者検査について

電気事業法第52条第1項の規定に基づく溶接事業者検査については、電気事業法施行規則第82条において、溶接の状況について、電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うことを要求しています。

今回照会のあった溶接事業者検査に係る補修工法(以下、「対策 IHSI」という。)は、原子炉再循環系配管等にき裂を有する場合にあっても、高周波誘導加熱応力改善法(以下、「IHSI」という。)を施工するものですが、対策 IHSI の施工中にき裂が進展しないこと及び継手の材料へ悪影響を及ぼさないことが第三者において確認されるとともに当該試験結果の内容については「総合資源エネルギー調査会原子力・安全保安部会原子炉安全小委員会検査技術評価ワーキング(第36回)」(平成22年11月16日)において審議され、妥当であると了承されていること、並びに対策 IHSI の溶接施工自体は、これまで実施している欠陥のない配管に施工する IHSI(以下、「予防保全 IHSI」という。)と同様の施工プロセスであることから、予防保全 IHSI の溶接事業者検査と同様の溶接施工法

を適用し、施工条件を満足した施工がなされていることを確認するとともに、配管溶接実施時の記録を確認する検査を行うことで、溶接事業者検査を適切に行うものができるかと判断します。

②電気事業法第55条第2項及び第3項に基づく評価について

電気事業法第55条第2項の規定に基づく定期事業者検査については、電気事業法施行規則第94条の3第2項において、電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合するものであるかを判定すること及び電気事業法第55条第3項の規定に基づく報告については、電気事業法施行規則第94条の4の2の規定に基づく評価を行うことを要求しています。

上記の技術基準に適合するものであるかの判定及び第94条の4の2の規定に基づく評価については、いずれも「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について（内規）」（最終改正 平成21・11・18原院第1号。以下「欠陥の解釈」という。）に基づき確認する必要があります。

今回照会のあった対策 IHSI については、定期事業者検査において、き裂の非破壊検査結果を用いて欠陥の解釈に基づく評価（き裂進展評価、及び破壊評価）を行うことで、許容基準を満足することが確認されます。この評価のうちき裂進展評価においては、「総合資源エネルギー調査会原子力・安全保安部会原子炉安全小委員会検査技術評価ワーキンググループ（第36回）」（平成22年11月16日）において審議され、妥当であると了承されている欠陥のない配管への IHSI を施工した残留応力を用いることで、妥当な評価ができると判断します。

ただし、対策 IHSI を施工した後の管理としては、当該工法の実機における知見拡充の観点から、当面（5年間、または、実績が確認できる時期）は、欠陥の解釈の SCC に対する頻度による検査を行うこと。

以上